R〈公益社団法人日本複製権センター委託出版物〉

本書を無断で複写複製(電子化を含む)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人日本複製権センター(JRRC)の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、 たとえ個人や家族内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC〈https://www.jrrc.or.jp/電話:03-6809-1281〉

はしがき

どの資格試験においても、「過去問」は重要です。過去問を分析・学習することは合格への近道です。

本書は、平成29年度から令和5年度までの本試験問題の各肢を項目・根拠条文別に整理・分類して収録し、1問1答式で過去問を学習できるように工夫しました。これにより、次のように使うことができます。

① 毎日の学習成果の確認ができる

その日学習したことを確認しようと、5肢択一の過去問をやってみたが、まだ学習していないことまで問われてしまい、今ひとつピンとこない。このようなとき、過去問の肢を項目別に収録し、1問1答式で答えられる本書なら、その日学習したことをすぐ確認できます。

② 弱点分野の克服に活用できる

ある程度学習が進み,自分の弱点分野がわかってきたとき,条文・テーマ 別に問題を収録した本書で,弱点分野を集中的に学習できます。

③ 直前期の総まとめにも最適

本試験の直前期において、1から基本書を読み直す時間がない、問題集を解く時間がない。そのようなとき、本書で重要な条文やポイントに目をとおすことで、総まとめができます。

難化傾向にあるといわれている行政書士試験ですが、条文・判例がベースとなっていることに変わりはありません(本書を見れば一目瞭然です)。しかし、広範にわたる試験科目の条文をすべて覚えなければならないのか?というと、そういうわけではありません。頻繁に出題される条文というものがあるのです。ポイントとなる条文を把握し、理解していけば、自ずと合格ラインは見えてくるはずです。

本書を有効に活用し、充分な実力を養い、合格の栄冠を勝ち取ることを願っております。

2024年7月 東京法経学院 専任講師/行政書士 笠原裕明

本書の使い方

本書は、平成29年度から令和5年度までの本試験問題の各肢を項目・根拠条文 ごとに整理・分類して収録した1問1答式の過去問集です。大きく「問題編」と 「解説編」で構成されています。

1 条文・ポイント・判例

本試験の各肢は、根拠となる条文・ポイント・判例ごとに整理して収録して います。また、記述式問題も根拠となる条文ごとに収録しています。

- ① 条文…解答の根拠になる条文です。
- ② ポイント…行政法,基礎法学など,出題が条文に基づかない科目については,ポイントを掲示し,ポイントごとに肢を収録しています。
- ③ 判例…過去に出題された判例はもちろん、今後出題が予想される重要な判例も収録しています。
- 2 本書の問題は、記述式の問題及び個数問題を除き、○×で解答ができるようになっています。できなかった問題に印を付ける等してチェックボックスを活用してください。なお、各肢の文末に付いている「(29-1-1)」は出題年度と問題番号及び肢番号を表しています。

ご利用上の注意

- 1 本書は、2024年4月1日現在の法令に準じて編集しています。
- 2 さらなる効果的な学習のために、弊社刊行「行政書士受験必携六法」「行政書士過去問マスターDX」をぜひご活用ください。
- 3 1問ずつに出題の年度・問題番号・肢番号を示しています。たとえば、 「P.Q. [Past Questions (過去問)] \rightarrow H29-1-1」とは、平成29年度第1問 肢1の出題文であることを示しています。

目 次

第1 行政書士の業務に関し必要な法令等 1	
1 憲 法	
 第 1 章 天 皇 ··································	5
第3章 国民の権利及び義務	7
第4章 国 会	14
第5章 内 閣	18
第6章 司 法	21
第7章 財 政	24
第10章 最高法規	25
〔判例を根拠とした出題〕	27
2 行政法	
 1 行政法の一般的な法理論 ·······	49
I 行政法の基礎	49
Ⅱ 行政上の法律関係	52
Ⅲ 行政組織法 ·····	54
❶ 内閣法・国家行政組織法 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	54
② 公務員法 ····································	55
❸ 公物法	55
Ⅳ 行政立法	56
V 行政行為 ······	59
❶ 行政行為の種類	59
❷ 行政行為の効力	59
❸ 行政裁量 ·····	59
❹ 行政行為の瑕疵	61
❺ 行政行為の取消し・撤回 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	62
❻ 行政行為の附款 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	64
VI 行政強制 ······	65
❶ 行政代執行 ······	65
❷ 執行罰 ·····	66
❸ 直接強制・行政上の強制徴収 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	67

4	即	時強	制		•••••		••••	• • • •			 • • • • •	• • • •	••••	• • • •	••••	• • • • •	 • • • •	 ••••	•••••		67
VII	行政	罰									 		• • • • •			••••	 	 • • • •			68
VIII	行政	調査						• • • •			 		••••			••••	 	 			69
IX	行政	契約	,								 		• • • • •				 	 			70
X	行政	指導	į								 		• • • • •				 	 			71
XI	行政	計画	į					• • • •			 		• • • • •				 	 			72
2 行	政手	続法									 		• • • • •				 	 			73
第 1	章	総	則								 		• • • • •				 	 			73
第2	章	申請	に対	すす	る処	:分					 						 	 			78
第3	章	不利	益処	□分							 						 	 			82
第4	章	行政	指導					•••			 						 	 			91
第4	章の	2	処分	争	の求	め		•••			 						 	 			95
第6	章	意見	公募	手	続等			•••			 						 	 			96
3 行	政不	服審	查法	ţ				•••			 						 	 			100
第1	章	総	則								 						 	 			100
第2	章	審査	請才	रे							 						 	 			106
第3	章	再調	査0)請	求						 						 	 			127
第4	章	再審	査訓	青求							 						 	 			128
第5	章	行政	不用	審	查会	等			• • • •		 						 	 • • • •		•••	130
第6	章	補	則					• • • •	• • • •		 						 	 • • • •		•••	131
4 行	政事	件訴	訟法	ţ							 						 	 		•••	133
第 1	章	総	則					• • • •	• • • •		 						 	 • • • •		•••	133
第2	章	抗告	訴訟	7				• • • •	••••		 						 	 • • • •		•••	139
第5	章	補	則					•••	••••		 						 	 • • • •		•••	157
5 国	家賠	償法		••••			••••	•••	••••	••••	 						 	 			158
6 損	失補	償		••••			••••	•••	••••	••••	 						 	 			166
7 地	方自	治法		••••			••••	•••	••••	••••	 						 	 			167
第1	編	総	則					•••	• • • •		 						 	 		•••	167
第2	編	普通	地力	公	共団	体		• • •	• • • •		 						 	 		•••	171
第	2章	住	E	9	•••••			• • • •			 ••••		• • • • •			••••	 	 • • • •		•••	171
第	3章	条	例及	なび	規則			• • • •			 ••••		• • • • •		••••	• • • • •	 	 ••••		•••	173
第	4章	選	当	Ě	•••••			• • • •			 ••••		• • • • •		••••	• • • • •	 	 ••••		•••	175
第	5章	直	接請	青求				••••			 		• • • • •		••••	• • • • •	 	 ••••		•••	176
第	6章	議	4	\				••••			 						 	 		•••	179
第	7章	執	.行榜	幾関							 						 	 			183

第9章 財 務	18
第10章 公の施設	19
第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間	
の関係	19
第3編 特別地方公共団体 ·······	20
第 2 章 特別区 ···································	20
3 民 法	207
 第1編 総 則 ·······	20
第2章 人	20
第3章 法 人	21
第 4 章 物 ······	21
第 5 章 法律行為 ····································	21
第7章 時 効	
第2編 物 権 ··································	
第1章 総 則 ··································	
第2章 占有権	23
第3章 所有権	
第 4 章 地上権 ···································	
第6章 地役権	
第7章 留置権 ···································	
第8章 先取特権 ····································	
第9章 質 権 ··································	
第10章 抵当権 ···································	
第3編 債 権 ··································	
第1章 総 則 ··································	
第2章 契 約	
第3章 事務管理	
第 4 章 不当利得 ····································	
第 5 章 不法行為 ····································	
第4編 親 族	
第2章 婚 姻	
第3章 親 子 ··································	
第5章 後 見 ··································	
第6章 保佐及び補助	30

第5編 相 続	308
第3章 相続の効力	308
第7章 遺 言	311
第8章 配偶者の居住の権利	315
4 商法·会社法 ······ 319	
 1 商 法 ·······	321
第1編 総 則	321
第2章 商 人	321
第4章 商 号	322
第2編 商行為 ·····	324
第 1 章 総 則	324
第8章 運送営業 ·····	329
第9章 寄 託	331
2 会社法	332
第1編 総 則	332
第1章 通 則	332
第2編 株式会社	335
第1章 設 立 ······	335
第2章 株 式	347
第4章 機 関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	362
第5章 計算等 ·····	383
第7編 雑 則	388
第2章 訴 訟	388
第 4 章 登 記	391
5 基礎法学	

第2 行政書士の業務に関し必要な基礎知識 …… 403

1	行政機	賤関情報公	、開法		405
	第1章	総則			405
	第4章	補則			408
2	公文書	管理法			409
3					
	第1章	総則			410
	第4章	個人情報	段取扱事業者等	等の義務等	411
	第5章	行政機関	等の義務等		416
	第6章	個人情報	保護委員会		423

第 1

行政書士の業務に関し 必要な法令等

圆 憲 法

第1章 天 皇

§ 1 〔天皇の地位・国民主権〕

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民 の総意に基く。

□□ 1 憲法上の象徴としての天皇には民事裁判権は及ばないが、私人としての天皇 については当然に民事裁判権が及ぶ。 P. Q. \rightarrow H29-3-4

§ 3 [天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認]

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負

□□ 1 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことができると解される。

P. Q. →R 2-6-4

§ 7 〔天皇の国事行為〕

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦,特赦,減刑,刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

- □□ 1 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が導かれる。 P. Q. →R 2-6-5
- □□ 2 国会が議決した予算の公布は、法律、政令、条約などの公布と同様に、憲法上、天皇の国事行為とされている。P. Q. →R 5-7-1

§ 8 [皇室の財産授受]

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に 基かなければならない。

□□ 1 皇室の費用はすべて、予算に計上して国会の議決を経なければならないが、 皇室が財産を譲り受けたり、賜与したりするような場合には、国会の議決に基 く必要はない。 P. Q. →R5-7-4

目 次

第1 行政書士の業務に関し必要な法令等 1	
1 憲 法	
 第1章 天 皇 ··································	5
第3章 国民の権利及び義務	6
第4章 国 会	13
第5章 内 閣	16
第6章 司 法	18
第7章 財 政	20
第10章 最高法規	21
〔判例を根拠とした出題〕	23
2 行政法	
 1 行政法の一般的な法理論 ······	39
I 行政法の基礎	39
Ⅱ 行政上の法律関係	41
Ⅲ 行政組織法	44
❶ 内閣法・国家行政組織法 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	44
❷ 公務員法 ····································	44
3 公物法 ·······	45
Ⅳ 行政立法	46
Ⅴ 行政行為 ·····	49
❶ 行政行為の種類	49
❷ 行政行為の効力	49
❸ 行政裁量 ······	49
❹ 行政行為の瑕疵	52
❺ 行政行為の取消し・撤回	54
❻ 行政行為の附款 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	55
VI 行政強制 ······	56
❶ 行政代執行 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	56
❷ 執行罰 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	57
❸ 直接強制・行政上の強制徴収	57

4	即	時強	制			• • • • •			••••		 	• • • •	••••		• • • •	 ••••	• • • •	••••	••••	• • • • •	•••	57
VII	行政	罰									 					 						58
VIII	行政	調査						••••	••••		 			••••	• • • •	 						59
IX	行政	契約	ı								 					 						61
Х	行政	指導	<u>.</u>								 				• • • •	 						63
XI	行政	計画	i								 				• • • •	 						64
2 行	政手	続法									 					 						65
第 1	章	総	則								 					 						65
第 2	2章	申請	に文	す	る処分						 					 						68
第3	章	不利	益処	₽分							 					 						72
第 4	章	行政	指導	争				••••			 			••••	• • • • •	 						76
第 4	章の	2	処分	等	の求め			••••			 			••••		 						78
第6	章	意見	公募	手	続等			••••			 			••••		 						79
3 行	政不	服審	査法	Ë				••••			 			••••		 						81
第 1	章	総	則					••••			 			••••		 						81
第 2	章	審査	請求	ţ							 			• • • •		 						86
第3	章	再調	<u></u> 查σ	請	求 …						 					 						96
第 4	章	再審	査請	⋠	•••••						 					 						97
第 5	章	行政	不服	審	査会等			••••			 					 ••••		••••				98
第6	章	補	則				• • • •	••••			 					 ••••		••••				99
4 行	政事	件訴	訟法	Ė				• • • •			 					 						100
第 1	章	総	則				• • • •	••••			 					 ••••		••••				100
第 2	2章	抗告	訴訟	7			• • • •	••••		• • • •	 					 ••••						106
第 5	章	補	則					••••		• • • •	 					 ••••						119
5 国	家賠	償法		••••		••••	• • • • •	••••		• • • •	 		• • • • •	• • • •		 	••••	••••				120
6 損	失補	償	••••	••••		••••	• • • • •	••••		• • • •	 		• • • • •	• • • •		 	••••	••••				132
7 地	力自	治法		••••						• • • •	 					 ••••	• • • •	••••				134
第 1	編	総	則				• • • • •	••••		• • • •	 		• • • • •	• • • •		 	••••	••••				134
第 2	編	普通	地方	公	共団体		• • • • •	••••		• • • •	 					 	••••	••••				136
第	2章	住	. B	5			• • • •	•••	••••		 	• • • •		••••	• • • •	 ••••			••••			136
第	3章	条	例及	とび	規則		• • • •	••••	••••		 	• • • •		••••	• • • •	 ••••	••••		••••			137
第	34章	選	-	<u>\$</u>				••••	• • • • •		 	• • • •			• • • •	 			••••			139
第	5 章	直	接請	⋠				••••	• • • • •		 	• • • •			• • • •	 			••••			140
第	6 章	議	会	È				••••	• • • • •		 	• • • •			• • • •	 			••••			142
第	7 章	執	.行機	関							 					 						145

第9章	章 財務		14
第10章	章 公の施設	፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟	15
第11章	章 国と普通	通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間	
	の関係		15
第3編	特別地方公	\$共団体	15
第21	章 特別区		15
3 民 %	去		59
 第1編	総 則		16
第2章	人		16
第3章	法 人 …		16
第4章	物		16
第5章	法律行為		16
第7章	時 効 …		17
第2編 4	勿権		17
第1章	総 則 …		17
第2章	占有権 …		17
第3章	所有権 …		18
第4章	地上権 …		18
第6章	地役権 …		18
第7章	留置権 …		18
第8章	先取特権		18
第9章	質権 …		18
第10章	抵当権 …		18
第3編 (責 権		19
第1章	総 則 …		19
第2章	契 約 …		20
第3章	事務管理		21
第4章	不当利得		21
第5章	不法行為		21
第4編 第	煛 族		22
第2章	婚 姻 …		22
第3章	親子・・		
第5章	後 見 …		
第6章	保佐及び補	甫助	22

第5編 相 続	228
第3章 相続の効力	228
第7章 遺 言	229
第8章 配偶者の居住の権利	231
4 商法・会社法 ····· 233	
1 商 法	235
第1編 総 則	235
第2章 商 人 ······	235
第4章 商 号	236
第2編 商行為 ·····	237
第1章 総 則	237
第8章 運送営業 ·····	240
第9章 寄 託	241
2 会社法 ·····	242
第1編 総 則	242
第1章 通 則	242
第2編 株式会社	243
第1章 設 立 ······	243
第2章 株 式 ········	248
第4章 機 関	253
第5章 計算等 ·····	261
第7編 雑 則	263
第2章 訴 訟	263
第4章 登 記	264
5 基礎法学 … 265	

第2 行政書士の業務に関し必要な基礎知識 …… 275

1	行政機	関情報公開法		277
	第1章	総 則		277
	第2章	行政文書の開示		278
				279
	第4章	補 則		280
2	公文書	管理法		281
	第6章	雑 則		281
3				282
	第1章	総 則		282
	第4章	個人情報取扱事業者等	等の義務等	283
	第5章	行政機関等の義務等		285
	第6章	個人情報保護委員会		288

第 1

行政書士の業務に関し 必要な法令等

圆 憲 法

第1章 天 皇

§ 1 [天皇の地位・国民主権]

1 誤判例(最判平元・11・20)は、「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばない」と判示している。また、同判例は私人としての天皇について、直接言及しないものの、「訴状において天皇を被告とする訴えについては、その訴状を却下すべき」と判示し、被告となる天皇が私人であるか否かにかかわらず訴えを却下すべきとしていることから、後段の記述は妥当でない。
 P. Q. →H29-3-4

§3〔天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認〕

1 誤 憲法69条に基づく解散が行われた場合であっても、国事行為としての総選挙の公示については内閣の助言と承認が必要である(3条,7条4号)。

P. Q. \rightarrow R 2-6-4

§ 7 [天皇の国事行為]

- 1 正 本肢の内容は、解散権の実質的所在が内閣にあることの根拠を憲法 7条に 求める見解に対する批判をして述べられているものである。内閣に形式的儀礼的 行為を行うことを決定する権限があったとしても、そのことは必ずしもその行為 を実施するかどうかの実質的決定権が存在することにはならないというものである。 $P.\ Q.\ \rightarrow R\ 2-6-5$
- 2 誤 予算は、天皇の国事行為による公布の対象となっていない(7条1号)。

P. Q. \rightarrow R 5-7-1

§ 8 [皇室財産, 皇室の経費]

1 誤 皇室の財産授受は、国会の議決に基づかなければならない(8条)。なお、前段の記述は、正しい(88条後段)。P.Q. →R5-7-4